

宇治市公共施設等総合管理計画

<概要版>

宇治市

～子どもや孫の世代にできるだけ負担を残さない

将来のまちづくりを実現するために～



本市においては、市民サービスの向上を図るため、これまで様々な公共施設等を整備してきましたが、施設の多くは建設から相当の年数が経過し、大規模な改修や建替えが必要となることが見込まれています。一方で、今後も、人口減少や少子高齢社会の進展が予測される中において、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況などを踏まえ、限られた資源を有効に活用するとともに、「選択と集中」による効果的・効率的な行政運営が求められており、多様化する住民ニーズに的確に応えていかなければなりません。

このような中、公共施設の利用状況や市内人口の地域バランスも変化しており、今の時代に求められる公共施設はどのようなものなのか、適正な配置はどうあるべきか、将来のまちづくりを見据え、子どもや孫の世代に胸を張って引き継げる公共施設のあり方を考えていく必要があります。

公共施設等総合管理計画の策定にあたりましては、市民アンケートや市民懇談会に加えまして、出前懇談会や「市民と市長の対話ミーティング」、「公共施設シンポジウム」などを積極的に開催し、市民とともに今後の公共施設等を考える機会を設けるとともに、外部検討委員会や議会でのご意見等をお聞きし、パブリックコメントを経たうえで、公共施設等全体に関する具体的な数値目標を掲げるなど、次の世代にできるだけ負担を残さないよう、将来の宇治市のまちづくりもしっかりと見据えた実効性のある計画として策定できたと考えております。

今後、市の政策も公共施設も、必要なものを残していくためにも、早い段階から、計画に掲げる全体の削減目標などの基本方針を踏まえ、市民が参画する機会を確保するなどした上で、個別施設についての数値目標や具体的な実施年次を定める個別施設管理実施計画や実施方針を順次策定し、公共施設等アセットマネジメントを推進して参りたいと考えておりますので、市民の皆様、また関係者の皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、総合管理計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました宇治市公共施設等総合管理計画検討委員並びに宇治市議会議員の皆様、各種懇談会等にご参加頂きました皆様、貴重なご意見や、ご提言を賜りました関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

平成 29 年 12 月

宇治市長 山本 正

■ 計画策定の背景と目的、計画期間

背景目的

本市においては、これまで様々な公共施設等を整備してきましたが、その多くは建設から相当の年数が経過し、大規模な改修や建替えが必要となることが見込まれています。

一方で、今後も、人口減少や少子高齢化の進展が予測される中で、多様化する住民ニーズに的確に応えていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市の公共施設等の管理の基本的な方針を定め、持続可能な市民サービスを提供し、公共施設等の適正な配置や計画的な保全を推進することを目的としています。

計画期間

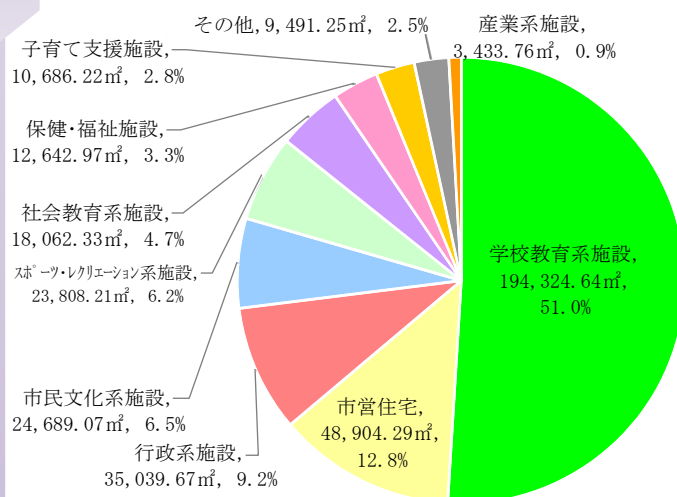
平成 29 年度から平成 58 年度までの 30 年間として設定します。

■ 宇治市の公共施設等

本計画が対象とする公共施設は 279 施設、面積(総延べ床面積)は 381,082.41 m²で、市民一人当たりでは約 2.0 m²となっています。

また、道路や橋りょう、上下水道などのインフラ資産もあります。

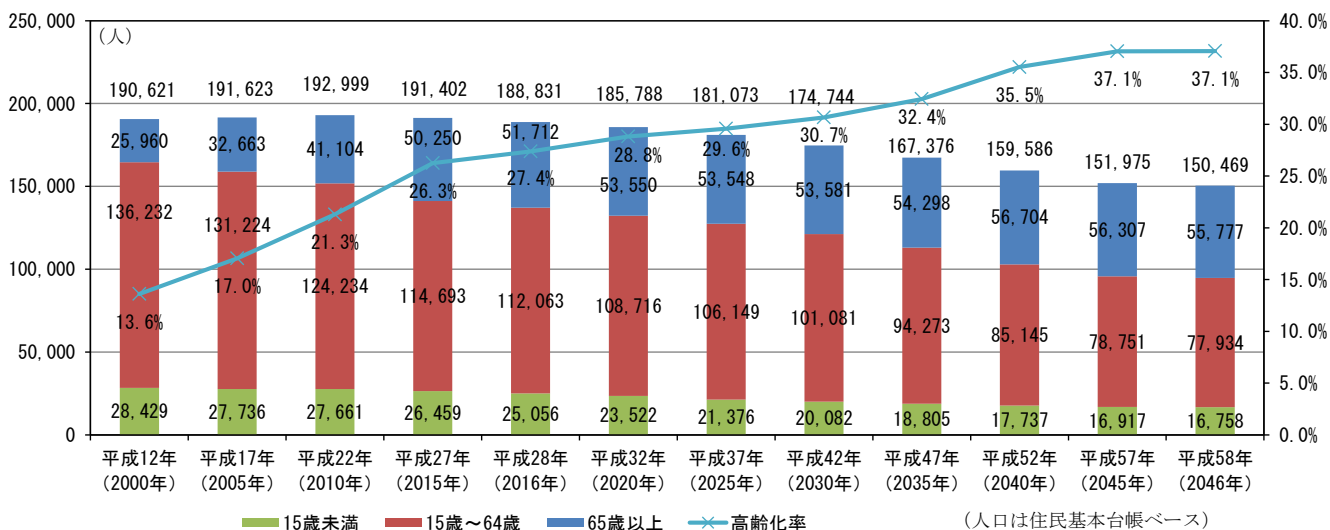
類型別公共施設の延べ床面積



■ 人口推移と将来の見通し

人口増加率の推移を見ると、高度経済成長期の昭和 35 年～40 年には 45.6%、昭和 40 年～45 年には 50.1%の急激な増加を示していますが、その後は徐々に鈍化し、平成 17 年～22 年ではわずか 0.7%の増加となり、平成 22 年～27 年では、0.8%の減少と人口減少に転じ、平成 28 年には 188,831 人となり、これまでの人口増加傾向から減少傾向へと変化しています。

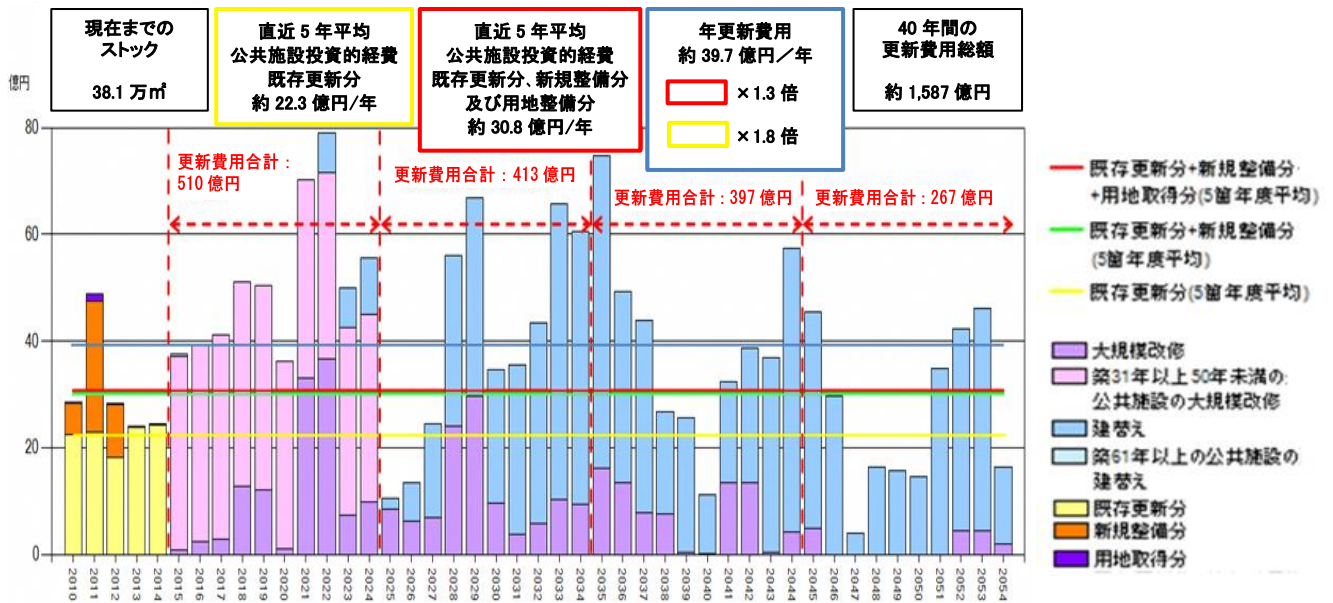
本市の平成 28 年の高齢者人口は 51,712 人であり、高齢化率は 27.4%となっていますが、平成 58 年には 37.1%に達すると見込まれ、急激に高齢化が進むことが予測されます。また、平成 28 年と 30 年後の平成 58 年の人口予測を比べると、人口減少率約 20%となります。



■ 公共施設の将来の財政負担

公共施設を保有し続けると、将来、大規模改修や建替えなどの更新が必要になります。そこで、現状の公共施設を今後 40 年間、全て保有し続けた場合の更新費用の金額を試算しました。

試算は総務省によるツールを用いて市独自の単価に基づいて行ったところ、今後 40 年間で総額約 1,587 億円、年平均約 39.7 億円（公共施設の更新にかけてきた年平均の費用約 30.8 億円 の 1.3 倍の水準）という、さらに毎年約 9 億円の費用が必要になるという試算結果になりました。



(出所：総務省による公共施設等更新費用試算ソフトを用いて作成)

■ 今後の取組方針（公共施設等全体についての基本方針）

公共施設等の現状と課題を踏まえ、次の 5 つの基本方針を定めています。

● 基本方針

方針①：宇治への愛着の醸成と市民による「ふるさと宇治」の創生のためのまちづくり、市民参画

⇒公共施設等のあり方の検討に際しては、市民の皆様と協働によるまちづくりを推進していきます。

方針②：公民連携

⇒民間ノウハウの活用等の取組を進め、管理運営面の改善や市民サービスの充実を図ります。

方針③：施設性能の保全

⇒計画的な予防保全及び長寿命化により公共施設の耐久性を向上させます。

方針④：財政的負担の低減

⇒適切な保全や長寿命化を図り、中長期的な観点から維持管理経費の削減に努めます。

方針⑤：公共施設総量の適正化

⇒公共施設の延べ床面積を、今後 30 年間（平成 58 年度まで）で 20%削減することを目標とします。

試算した今後の更新費用を現在と同規模にするには、全施設一律的に延べ床面積約 23%削減が必要ですが、施設の効率的な管理運営や長寿命化による更新費用等の縮減にあわせて取り組むことで、30 年後の人口減少率 20%を削減目標とするもの。

⇒インフラ資産については、今後の人口動向等を見据えながら保有量の適正化を図ります。

■ 今後の取組方針（公共施設等全体についての実施方針）

基本方針を着実に実行するために、公共施設等の管理に関する、次の9つの基本的な実施方針を定めています。

● 基本的な実施方針 （公：公共施設の方針 イ：インフラ資産の方針 全：全体の方針）

1 点検・診断等	公・長寿命化につながるよう、予防保全の考え方による点検・診断等を実施 イ・個別の長寿命化計画等に基づき効果的・効率的な点検・診断を実施
2 維持管理・修繕・更新等	公・更新の際には複合化等による効果的・効率的な整備を検討 ・予防保全の考え方による保全の実施 ・省エネルギーに資する運用改善や高効率機器の導入を検討 イ・個別の長寿命化計画等に基づき効果的・効率的な維持管理・修繕・更新等を実施
3 安全確保	公・劣化・損傷等により危険性が認められた箇所は、適時に修繕等の対応を実施 ・不要な施設は適時・適切に除却 イ・劣化・損傷等により危険性が認められた箇所は、迅速に修繕等の対応を実施
4 耐震化	公・必要性等を見直した上で、耐震化率 100%を目指し、効果的・効率的な施策を展開 イ・個別の長寿命化計画等に基づき耐震化等を実施
5 長寿命化	公・計画的な長寿命化対策により使用年数の延長を図り、単年あたりの維持管理経費を低減 ・ハード面の長寿命化だけでなく、ソフト面の対応力も高めるべく、公共施設を整備する際には、維持管理が容易であり、区画変更等も容易な設計を検討 イ・個別の長寿命化計画等に基づき長寿命化を実施
6 総量適正化	公・現在及び将来の市民のニーズを踏まえた公共施設の再編及び適正な配置を検討 ・事業の民営化や外部委託、地域主体の地域運営などを検討 ・民間施設への入居や合築、国・府・周辺市町との広域連携の可能性などを検討 ・公共施設の更新時には複合化等を推進 ・新設する際は削減目標値を十分踏まえ総量の適正化を図ることを検討した上で実施 イ・必要性や事業効果などを検討した上での整備 全・効果的・効率的な管理運営・整備手法として PPP/PFI の導入等を検討
7 総合的かつ計画的な管理を実現するための個別施設管理実施計画の策定及び体制	全・全庁的組織である「宇治市都市経営戦略推進本部」による本計画全体の進捗管理 ・耐震性能や経過などにおいて課題があり、早急に対応が必要な公共施設については、早期に個別施設管理実施計画等を策定 ・他の類似する施設との機能の複合化等は、部署間の組織横断的な連携体制を構築し検討
8 個別施設管理実施計画のマネジメント	全・PDCA サイクルに基づいたマネジメントを実施 ・様々な情報公開・提供等により、市民への丁寧な説明を実施
9 今後の公共施設等アセットマネジメント	全・固定資産台帳データ等を活用し、最新データを把握するとともに、施設情報を開示 ・議会や市民との情報共有を図り、アセットマネジメントを推進

■ 今後の取組方針（施設類型ごとの基本方針）

全体的な方向としては、公共施設全体に関する市民意向や費用分析などを踏まえ、総量を削減するとともに、複合化や長寿命化などを行うことを、基本としています。また、個別に具体的な方向性も定めております。

市民文化系施設

集会所は、地域コミュニティ活動や地域福祉活動における拠点としての必要性があり、地域ごとに整備しているため、再編にあたっては地域の実情にあわせることが必要となり一律的な再編は困難ですが、管理運営費の削減に努めるとともに、建物の耐用年数や地域ごとの事情を総合的に判断し、施設の複合化や類似施設の活用、統廃合、地域組織への移管などについて検討し、総量の削減に取り組みます。

コミュニティセンターは、利用状況を踏まえつつ、市民相互の交流や地域コミュニティの活性化など、各種地域活動の今日的・将来的な課題を検討するとともに、他の施設との複合化の検討を進め、さらに拠点整備についても検討します。

ふれあいセンターは、耐震性に課題があることから、利用実態を鑑みの中で、他の施設との統廃合を検討します。

文化会館は、複合施設であることを踏まえ、施設を更新する場合には、さらなる市民の文化の向上等に加え、機能充実に向けて、他の施設との複合化を検討します。

社会教育系施設

図書館は、全て複合施設であることを踏まえ、施設を更新する場合には、他の施設との調整を図り、複合化を検討します。

公民館は、耐震性に課題がある施設もあることから、早急に公民館のあり方を検討し、教育委員会会議や生涯学習審議会などの意見も伺いながら、方向性を取りまとめ、市としての方針を決定しますが、生涯学習の活動は維持・継続しながら、他の施設との複合化や統廃合の検討を進めます。

青少年指導センターは、青少年の健全な育成を図るために設置し、青少年育成団体の活動拠点であり、他の施設との複合化も含めた建替えを検討します。

スポーツ・レクリエーション系施設

レクリエーション施設・観光施設、スポーツ施設は、民間活力の導入推進を含めた効果的・効率的な管理運営による管理運営費の削減や使用料の見直し、利用者の増加に向けた取組を検討します。

産業系施設

市民サービスを将来にわたって提供するために他の施設機能との統合や複合化による公共施設の適正な配置及び民間活力の導入推進を含めた効果的・効率的な管理運営による管理運営費の削減を検討します。また、使用料の見直しや利用者の増加に向けた取組を検討します。

学校教育系施設

小中学校は、人口減少や少子化の状況を踏まえ、学校施設の縮小や統廃合、小中一貫校整備などについて検討を進め、総量の削減に取り組みます。また、小中一貫教育を中心とした教育システムの構築や学校規模・配置の適正化など、総合的に取り組みます。

幼稚園は、人口減少や少子化、園児数の状況を踏まえ、再編など今後の公立幼稚園の適正規模・適正配置についての検討を進め、総量削減に取り組みます。その上で、より効果的で質の高い就学前教育を実施するため、公立幼稚園教育の充実方策や体制のあり方などについて検討します。

子育て支援施設

育成学級は、学校敷地内で運営していることから、現在も校舎内教室を使用して運営している育成学級もあり、今後も学校の施設整備時期に育成学級の施設整備をあわせて、学校との一体型施設の整備や、余裕教室の活用をはじめ、他の公共施設や民間施設の活用も含め、効果的・効率的な整備を行うことを検討します。

保育所は、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」も踏まえながら、保育サービスのさらなる充実に向けて、他の公共施設との複合化、民間活力の活用など効果的・効率的な整備手法を検討します。また、人口減少・少子化の中での保育ニーズを確認し、それに応じた調整を図ります。

育成学級、保育所は、利用者負担について、毎年検証し、必要に応じて見直しを検討します。

保健・福祉施設

高齢福祉施設は、今後の高齢者人口の増加に伴う高齢者のニーズを踏まえて、他の公共施設や民間施設の有効活用についても検討します。

保健・消防センター（健やかセンター）は、長期的に使用することを前提として、将来的な修繕等についても検討しながら長寿命化を図ります。

総合福祉会館は、施設の建替えを行う際は、将来を見据え、必要な機能や面積を精査するとともに、複合化や集約化などについても検討します。

行政系施設

市庁舎（西館）は、施設の必要性等を見直した上で、他の公共施設との集約を含めた建替えや耐震補強など複数の選択肢から対策を検討します。本館及び議会棟は、長寿命化対策を行い、施設の修繕費等を低減させるとともに、市民サービスを将来にわたって提供するために他の施設との統合や複合化による公共施設の適正な配置及び効率的な管理運営を検討します。

市営住宅

市営住宅は、「宇治市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持管理による長寿命化を推進し、公営住宅ストックの長期活用及び修繕費などの削減を図ることを検討するとともに、今後、民間事業者等の民間活力の活用についても検討します。

その他

使用料を徴収している施設は、利用形態や受益者負担などを勘案し、利用者の増加の取組や使用料の見直しを検討します。

また、利用状況や費用対効果も踏まえながら、民間との役割分担も考慮する中で、廃止を含めた将来的な施設のあり方を検討します。

公共施設等総合管理計画のマネジメント

- 計画推進にあたっては、個別施設管理実施計画（アクションプラン）等を策定します。
- 計画を効果的・効率的に実行していくため、PDCA サイクルに基づいたマネジメントを行い、見直しを行います。
- 議会や市民との情報共有を図り、協働によるまちづくりを推進していきます。

宇治市公共施設等総合管理計画

～ 概要版 ～

発 行：平成29年12月

発行者：宇治市 政策経営部 行政経営課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電 話：0774-21-1584



宇治市宣伝大使 ちはや姫

令和2年度以降のふれあいセンターについて

本年3月の市民環境常任委員会で「ふれあいセンターの今後のあり方について（菟道・伊勢田・平盛）」について報告したところですが、令和2年度以降のふれあいセンターについて、以下の考え方で進める予定としておりますので報告いたします。

1. 各ふれあいセンターの今後の考え方について

<菟道ふれあいセンター>

令和2年4月1日以降は、耐震性能を有していない多目的活動室を閉鎖し、耐震性能を有している老人憩いの部屋、こども図書コーナー及び会議室にて、当面は開館を継続します。また、近隣の他の公共施設等の利用を促進します。

「ふれあいセンターの今後のあり方について（菟道・伊勢田・平盛）」での要旨
廃止するが、当面は開館を継続することとし、平成32年度（令和2年度）からは、耐震性能を有していない部分は閉鎖し、他の公共施設の現状や今後のあり方をふまえ、機能移転について検討する。

<伊勢田ふれあいセンター>

令和2年4月1日に廃止しますが、近隣の他の公共施設等の利用を促進するなど、貸館機能については近隣の公共施設等へ機能移転します。
また、令和2年度に解体工事を実施する予定とします。

「ふれあいセンターの今後のあり方について（菟道・伊勢田・平盛）」での要旨
平成31年度（令和元年度）末で廃止し、貸館機能については、近隣の公共施設等へ機能移転する。

<平盛ふれあいセンター>

大久保青少年センターの移転に合わせて廃止とし、大久保青少年センターへ機能移転します。また、近隣の他の公共施設等の利用を促進します。また、令和2年度に解体工事を実施する予定とします。

「ふれあいセンターの今後のあり方について（菟道・伊勢田・平盛）」での要旨

廃止し、貸館機能については廃園後の大久保幼稚園への大久保青少年センターの移転と合わせて機能移転する。廃止時期については、大久保青少年センターの移転時期に合わせる。

2. 今後の予定

宇治市ふれあいセンター条例について、令和元年9月定例会に議案を提出する予定としています。

ふれあいセンターの今後のあり方について

(菟道・伊勢田・平盛)

平成31年3月

宇 治 市

1. 経過

本市では、幼稚園児の減少に伴い、市立幼稚園8園中4園を昭和62年（1987年）3月末に廃園し、その廃園施設を活用して、昭和62年（1987年）12月に、「子どもからお年寄りまで、趣味、娯楽、各種会合、スポーツなど、個人やサークルが気軽に利用できるコミュニティ施設」として、ふれあいセンターを開設しました。

無料施設ということもあり、気軽に利用できることから、サークルを中心に活発に自主的な活動が展開され、うるおいのある地域社会づくりに寄与してきたところですが、施設の老朽化が著しいことや、コミュニティセンターや地域福祉センター等の施設整備が進んだこともあり、平成13年（2001年）2月に策定した「宇治市公共施設整備計画」において、今後は他の施設への転用を図っていくことを基本とすることとし、平成15年（2003年）に槇島ふれあいセンターを槇島地域福祉センターに転用しました。

また、平成25年度（2013年度）の耐震調査において、3館とも耐震性に課題のあることが判明したことを受け、現在の貸館としての利用状況を踏まえるとともに、今後のふれあいセンターのあり方を検討し、その方針を早急に示すことが必要であると考えているところです。

2. 公共施設等総合管理計画の内容

本市においては、市民サービスの向上を図るため、これまで様々な公共施設等を整備してきましたが、施設の多くは建設から相当の年数が経過し、大規模な改修や建替えが必要となることを見込まれています。

一方で、今後も、人口減少や少子高齢化の進展が予測される中であって、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況などを踏まえ、限られた資源を有効に活用するとともに、「選択と集中」による効果的・効率的な行政運営が求められており、多様化する住民ニーズに的確に応えていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、公共施設等の適正配置や計画的保全により持続可能な市民サービスを維持していくため、公共施設等の現状と課題を整理し、更新

・統廃合・長寿命化などの基本的な方針を定めた「宇治市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成29年（2017年）に策定しました。

総合管理計画においては、公共施設総量の適正化に向け、公共施設の延べ床面積を平成58年度（2046年度）までに20%削減することを目標としています。公共施設の長寿命化に取り組むとともに、より効果的・効率的な管理運営に努め、維持・更新費用等の削減をあわせて取り組むことで、30年後の人口減少率である20%を削減目標とするものです。

また、施設類型ごとの基本的な方針において、ふれあいセンターについては、耐震性に課題があることから、利用実態を鑑みる中で、他の施設との統廃合を検討することとしています。

3. 利用状況

延べ利用人数

(人)

年度	菟道	伊勢田	平盛	合 計
平成 29 年度	28,005 (89.8)	24,485 (78.5)	13,808 (44.3)	66,298
平成 28 年度	29,380 (94.2)	24,541 (78.7)	15,235 (48.8)	69,156
平成 27 年度	22,058 (70.0)	22,713 (72.1)	13,568 (43.1)	58,339
平成 26 年度	22,188 (70.7)	23,181 (73.8)	13,833 (44.1)	59,202
平成 25 年度	19,682 (62.5)	15,229 (65.1)	14,819 (47.0)	49,730

※（ ）内は、一日平均延べ利用人数（延べ利用人数／開館日）

4. 耐震診断結果

施設名	主要な部屋	棟概要				診断結果				
		構造分類	階数	調査面積 (㎡)	建築年	階	X方向（桁行）		Y方向（張間）	
							指標値	判定	指標値	判定
菟道	相談室	R C	2	323	S 37	2	0.36	NG	1.77	OK
						1	0.25	NG	0.78	OK
	図書室 老人憩いの部屋	R C	1	222	S 37	1	0.85	OK	0.89	OK
	事務室 多目的室	S	1	156	S 37	1	0.06	NG	0.14	NG
伊勢田	事務室	S	1	522	S 47	上階	1.36	OK	2.40	OK
						下階	0.13	NG	0.40	NG
	多目的室					上階	0.35	NG	0.31	NG
						下階	0.13	NG	0.10	NG
	図書室 老人憩いの部屋					上階	1.07	OK	1.87	OK
						下階	0.13	NG	0.25	NG
	ポーチ					上階	12.04	OK	12.04	OK
						下階	0.45	NG	0.45	NG
平盛	事務室 学習室	S	2	364	S 55	2	0.39	NG	0.27	NG
						1	0.29	NG	0.21	NG
	多目的室	S	1	91	S 55	1	0.30	NG	0.36	NG

5. 耐震補強概算費用

菟道ふれあいセンター	1. 2億円
伊勢田ふれあいセンター	1. 0億円
平盛ふれあいセンター	1. 1億円
合 計	3. 3億円

6. 実施方針

【基本的な考え方】

ふれあいセンターは、建設から30年以上の年数が経過したことで3館ともに施設の老朽化が進み、かつ耐震性に課題のあるところですが、今後も人口減少や少子高齢化の進展が予測される中、将来のまちづくりを見据え、子どもや孫といった次の世代にできるだけ負担を残さないよう策定した総合管理計画において、他の施設との統廃合を検討するとしていることを踏まえ、ふれあいセンターとしては廃止することとしますが、貸館機能については、近隣の公共施設等へ機能移転することといたします。

【菟道ふれあいセンター】

昭和37年（1962年）に菟道幼稚園として建設しましたが、前述の経過のとおり廃園に伴い、昭和63年（1988年）1月に菟道ふれあいセンターと青少年指導センターとの複合施設として開設しました。

建設から56年が経過したことで施設の老朽化が進み、かつ耐震性能を有していませんが、耐震補強は実施せず、総合管理計画に基づき単独での建替えは行わないこととし、ふれあいセンターとしては廃止し、貸館機能については、近隣の公共施設等へ機能移転することとします。

しかしながら、近隣の市民会館（宇治公民館）が閉館となっていることもあり、当面はふれあいセンターとして開館を継続することとし、平成32年度（2020年度）からは、耐震性能を有していない部分は閉鎖し、他の公共施設の現状や今後のあり方をふまえ、機能移転について検討します。

【伊勢田ふれあいセンター】

昭和47年（1972年）に伊勢田幼稚園として建設しましたが、前述の経過のとおり廃園に伴い、昭和62年（1987年）12月に伊勢田ふれあいセンターとして開設しました。

建設から47年が経過したことで施設の老朽化が進み、かつ耐震性能を有していませんが、耐震補強は実施せず、ふれあいセンターとしては平成3

1年度（2019年度）末で廃止します。なお、貸館機能については、総合管理計画に基づき、近隣の公共施設等へ機能移転することとします。

【平盛ふれあいセンター】

昭和55年（1980年）に平盛幼稚園として建設しましたが、前述の経過のとおり廃園に伴い、昭和62年（1987年）12月に平盛ふれあいセンターと大久保青少年センターとの複合施設として開設しました。

建設から39年が経過したことで施設の老朽化が進み、かつ耐震性能を有していませんが、耐震補強は実施せず、ふれあいセンターとしては廃止し、貸館機能については、廃園後の大久保幼稚園への大久保青少年センターの移転と合わせて機能移転することとします。

なお、ふれあいセンターの廃止時期については、大久保青少年センターの移転と合わせることにします。

公民館の今後のあり方について（初案）

市教委では、「公民館の今後のあり方について」平成30年6月18日に宇治市生涯学習審議会に諮問し、平成31年2月6日に答申を受けました。いただいた答申をもとに、生涯学習の更なる振興を図るため、「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～（初案）」を取りまとめました。

このたび、この初案について、市民意見を募集することとしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 初案について

- 資料1 公民館の今後のあり方について
～学びの仕組みを再構築するために～（初案）
- 資料2 意見募集用冊子
- 資料3 公民館の今後のあり方について（答申）

2. 今後のスケジュールについて

令和元年10月8日（火）～11月6日（水）（30日間）

初案に対するパブリックコメントの実施

令和元年12月（予定）

教育委員会会議	パブリックコメントの結果及び最終案の報告
文教福祉常任委員会	パブリックコメントの結果及び最終案の報告

公民館の今後のあり方について
～学びの仕組みを再構築するために～
(初案)

令和元年10月
宇治市教育委員会

目次

1. はじめに	1
2. 公民館の課題	2
答申で挙げられた課題	
市教委の考える 5 つの課題	
3. 答申で示された公民館の今後のあり方	4
公民館の役割の再確認	
今後のあり方の方向性	
必要な取組と視点	
4. 市教委が考える生涯学習のビジョンと公民館の今後のあり方 ...	6
5. 市教委の取組	7
6. おわりに	12

平成 13 年に第 4 次総合計画期間内の公共施設の整備にかかる基本方針とするという位置づけで策定された公共施設整備計画において、宇治公民館の耐震性能の不足、それによる建て替えの必要性が示され、宇治公民館も含め、公民館の施設更新時にはコミュニティセンターとして建て替える方針が示されたが、結論を出すには至らなかった。その後も教育委員会（以下、市教委という。）では引き続き公民館のあり方について検討を重ねてきた。そして、平成 26 年に（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園へ宇治公民館の機能移転を目指す方針を示したが、結果、実現できなかった。このように、本市の公民館については幾度となく、そのあり方について議論がなされてきた。

その後、第 5 次総合計画第 3 期中期計画及び公共施設等総合管理計画において、「耐震性に課題がある施設もあることから、早急に公民館のあり方を検討し、教育委員会会議や生涯学習審議会などの意見も伺いながら、方向性を取りまとめ、市としての方針を決定しますが、生涯学習の活動は維持・継続しながら、他の施設との複合化や統廃合の検討を進めます。」とした。このように本市の公民館は、平成 29 年度末をもって閉館している宇治公民館を始め、市内 5 公民館の課題や他の公共施設との複合化・統廃合の検討が早急に解決すべき課題となっている。

そこで、市教委は、これらの課題を検討するにあたり、平成 30 年 6 月 18 日に生涯学習審議会に対して、「公民館の今後のあり方について」諮問をし、審議会においては、様々な角度から活発に議論がなされ、平成 31 年 2 月 6 日に答申を受けた。その内容は公民館の施設に関する面だけにとどまらず、生涯学習のより一層の推進に向けた仕組みの構築、民間施設も含めた市内の資源の活用、教育以外の分野との連携などといった幅広いビジョンを持ったものとなっており、市教委としてもその実現に向け検討を行ってきたところである。

そしてこの度、市教委として、更なる生涯学習の振興を図るため、ここに「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～」を策定した。今回の方針は、生涯学習のビジョンを達成するための大きな一歩であるとともに、今後、これを生涯学習推進の方針として制度設計を進めることとする。

2.

公民館の課題

公民館の今後のあり方を検討するにあたり、まず答申で指摘されていた公民館が抱えている課題を明確にしたうえで、その課題に対してどのような取組が必要か検討する。

答申で挙げられた課題

市内各公民館に共通した課題として、次の点が挙げられた。

- サークルの登録制が、新規利用の妨げになることもある。
- 利用者が固定化されている。
- 利用者の年齢層に偏りがある。（高齢者が多い）
- 部屋の種類によって利用状況に差がある。
- 公民館の役割を利用者に周知できていない。
- 現体制では、社会還元に導く指導・育成まで手が回らない。

また、以下のような意見をいただいた。

- 今後は、全市的な連携・発展の視点で、社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれず、生涯学習のより良い推進方法を検討する必要がある。
- 市民は自らの学びの充実だけを目的とせず、市とともに生涯学習推進の担い手となることが望まれる。同時に、そのための資源・資産も活かしていかなばならないため、有料化も含めた適切な運営方法を検討していくべきであろう。
- 宇治公民館の閉館に伴い、活動場所や内容を変更して活動を継続している団体等もあることから、生涯学習を推進する上で、活動の場や地域性について十分に配慮する必要がある。

上記の答申で挙げられた課題等を踏まえて、市教委としても、主に次の5点を公民館の課題と捉えている。

市教委の考える 5 つの課題

課題① 現状の公民館では、変化する社会状況や地域住民のニーズに応えきれない面がある

社会教育の範疇にこだわらず、幅広い生涯学習のニーズに応え、本市の関連施設や地域の団体と連携して生涯学習を一層推進することができるよう見直す必要がある。

課題② 新規利用者が気軽に施設を利用できない

現在、公民館を利用する団体には、登録及び館の運営への協力を求めてきた。このことは、登録団体が活動を通して学びを深めると共に、長年、公民館と協働で運営を支える形へとつながってきた。その一方で、利用団体が多いため、現在の仕組みでは新規に利用できる余裕がない状況となっている。運営の仕組みを工夫することで、新規利用者が気軽に利用できる環境を整える必要がある。

課題③ 公民館に関わる情報について周知が不足している

公民館がどういった目的の施設なのか、どういった役割を果たしているのか、どういったことをしているのか、市民に対して公民館に関する情報の周知が不足していた。このことから、幅広い年齢層に向けた情報発信をする必要がある。

課題④ 現状の運営方法では生涯学習の場の維持が困難になる恐れがある

市内の多くの公共施設が建設から相当な年数が経過していることから、社会情勢や厳しい財政状況に合わせて、限られた資源を有効活用することが市全体で求められている。また、生涯学習の場を維持し、より永く機能し続けていくために、財源の確保が必要となっている。

課題⑤ 宇治公民館閉館に伴う、周辺住民の学びの場に関する地域性を考慮する必要がある

宇治公民館閉館後、事業や市民の活動の場は、生涯学習センターや他の公民館、その他の公共施設に移されたが、宇治公民館の閉館をきっかけに学びの場を失ったり、活動を終了した団体があることも事実である。このことから、学びの場に関して地域性を考慮することが必要である。

以上の 5 点を公民館が抱える喫緊の課題として捉え、答申内容を鑑みながら公民館の今後のあり方について検討していく。

3.

答申で示された公民館の今後のあり方

答申では、公民館の役割を再確認・再定義したうえで、今後のあり方についての方向性や取組、あり方を実現するために必要な視点を示していただいた。

公民館の役割の再確認

- 人を育てる
～多様な学びを支え、あすの宇治を担う人材を育成する～
- 人をつなぐ
～学びを通して人を繋ぎ、地域の交流を育む～
- 社会還元を支援する
～学びの成果を市民自らが社会還元できるよう支援する～
- 学びの場をつくる
～誰もが気軽に利用できる生涯学習の場を市民と共につくる～

答申では、公民館の役割を上記のとおり再確認・再定義していただいた。これは、公共施設全体が果たしていくべき役割でもあるとの意見もいただいた。今後もその役割を果たしながら、更に市民の生涯学習を推進し、まちを豊かにする取組を進めることが求められている。

今後のあり方の方向性

答申において示された今後のあり方の方向性は、公民館に関する面にとどまらず、生涯学習のより一層の推進に向けた仕組みの構築等、幅広いビジョンを持ったものであった。そこで示された生涯学習のビジョンは次のとおりである。

次世代を担う若者から、知識・経験を継承する立場の高齢者まで、あらゆる年代の市民を、市の生涯学習推進に巻き込んでいく仕組みを構築する。そして、その中の活動が、教育の範疇にとどまらず、地域活動や福祉、防災等他の分野と連携することで、各々が専門性を活かしながら、新しい取組が生まれるのではないか。つまり、生涯学習に関する施設・仕組み・組織・事業等を総合化していくことで、世代を超えた地域交流の促進や、市民によるまちの活性化につながるような生涯学習が推進できるものとなる。

この生涯学習のビジョンを公民館の今後のあり方の方向性として認識することが求められている。

必要な取組と視点（答申の主な内容）

学びの場に関する情報発信の拠点となることで、潜在的ニーズを学びとして具体化し、多くの市民が自身の生涯学習を実現していく。

- 地域にとって必要な情報を発信し、啓発し続ける。
- 公民館の役割を広く知ってもらう。
- 潜在的ニーズを持っている市民と、生涯学習施設が発信する情報との接点を増やす。

市民の学びたい・つながりたいという思いを形にできる仕組みをつくることで、より多くの市民にとっての生涯学習の機会や参画のきっかけとする。

- 市が人と人、人と活動、活動と活動の関係性をデザインし、市民活動が社会還元へと発展していく道しるべを示すなどのサポート役として各地域を支援する。
- 学びを求める市民一人ひとりが自身の生涯学習を自ら設計し実現できるよう支援する。
- 気軽に参加でき、誰もが使える施設となるような仕掛けを行う。

これまでの公民館の枠組みにとらわれず他の公共施設等と柔軟に連携することで、幅広い層の市民に対する生涯学習の場を提供するとともに、市民活動を活性化する。

- 生涯学習センターの人材育成等の仕組みや、各公民館で実績を挙げている取組を共有し、連携・強化を図る。
- 社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれず、生涯学習のより良い推進方法を検討する。
- 生涯学習のための場の数は減らさずに、他の施設との複合化や民間施設等の資源を有効活用すること等も検討する。

市民の生涯学習を市民と市の協働でつくる。

- 市民と市が目的と役割を認識して推進する。
- それぞれが生涯学習の裾野や機会を広げ、生涯学習活動の充実に寄与していく。
- 市民は自らの学びの充実だけを目的とせず、市とともに生涯学習推進の担い手となる。
- 資源・資産を活かすため、有料化も含めた適切な運営方法を検討する。

答申において、取組を進める上での必要な視点を、次のように示していただいた。

- 市内の資源を有効に活用し、また既存の公民館の枠組みにとらわれることなく、市政を推進するための適切な施設としていくことが重要である。
- 宇治公民館の閉館に伴い、活動場所や内容を変更して活動を継続している団体等もあることから、生涯学習を推進する上で、活動の場や地域性について十分に配慮する必要がある。
- このような視点のもと、現状の公民館における課題を解決するために、現状の運営方法や仕組み等を見直し、再構築する必要がある。

市教委としては答申を受け、そこに示された今後のあり方の方向性（生涯学習のビジョン）を本市の生涯学習のビジョンとして認識し、取組を進めていきたい。

4.

市教委が考える生涯学習のビジョンと公民館の今後のあり方

答申で示された生涯学習のビジョンをもとに、市教委が考える生涯学習のビジョンと公民館の今後のあり方を次のように示す。

市教委が考える生涯学習のビジョン

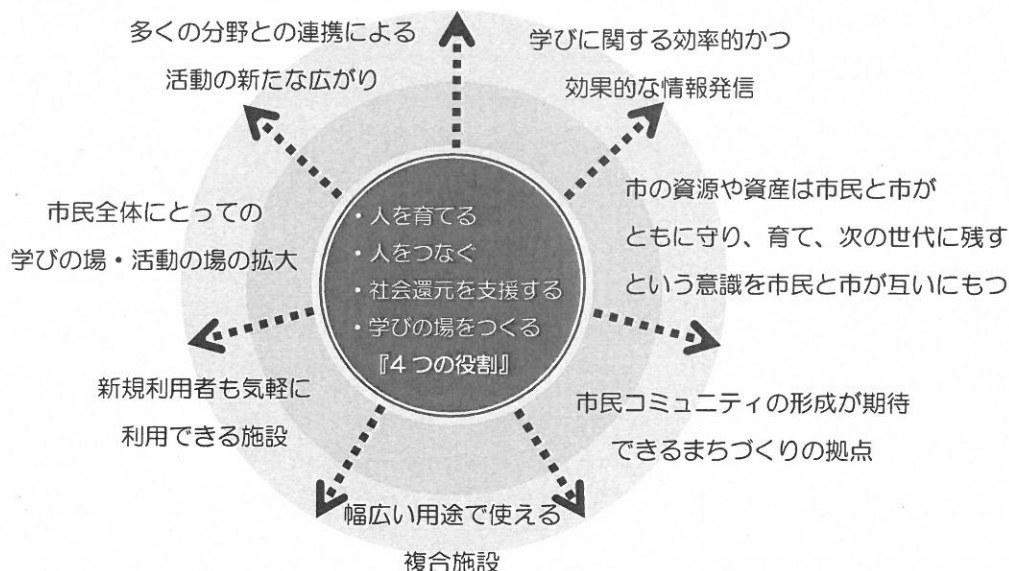
これまで本市の生涯学習推進の歴史において積み重ねてきた成果を活かすとともに、必要な生涯学習の場を確保しながら、教育の範疇にとどまらず、地域活動や福祉、防災等他の分野と連携する。そして、各々が専門性を活かしながら、生涯学習に関する施設・仕組み・組織・事業等を総合化していく。また、市民がまちづくりについて考え自ら行動できるよう、多種多様な課題について学び解決できる力を支援するため、人材育成や社会還元の仕組みをより効果的に活用し、市民活動を活性化する。



このビジョンの達成に向けた公民館の今後のあり方を以下のように考える。

公民館の今後のあり方

答申で示された4つの役割の維持と充実を図り、既存の公民館の枠組みにとらわれることなく、幅広い視点で生涯学習の推進を促していく場となる。



生涯学習のビジョン達成に向けた公民館の今後のあり方を実現するための取組を、次章に示す。

5.

市教委の取組

前章に示した市教委が考える生涯学習のビジョンを目指して、公民館の今後のあり方を実現するためには、第2章で示した課題を解決し、答申で示された4つの役割の維持・充実を図ることが重要である。そこで、市教委がまず果たすべきことは、答申に示されている通り、総合化の視点を持って現状の運営方法や仕組み等を見直し、既存の公民館の枠組みにとらわれることなく、運営方法や仕組み等を再構築し、かつ生涯学習を推進するための場を維持することである。

そこで、市教委は次の取組を行う。

取組① 公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換する

…市教委が考える課題①、課題②、課題③の解決策

取組② 市の資源・資産を引き継ぐために費用負担のあり方を検討する

…市教委が考える課題④の解決策

取組③ 中宇治地域に学びの場を確保する

…市教委が考える課題⑤の解決策

詳細は次ページへ

市教委は上記に挙げた3点の取組を、生涯学習のビジョンを達成するための第一歩として今後進めていく。

取組① 公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換する

社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれない施設にすることで、幅広い層の市民に生涯学習の場を提供する。また、市民がまちづくりについて考え自ら行動できるよう、多種多様な課題について学び解決できる力を支援する場とするため、人材育成や社会還元の仕組みをより効果的に取り入れ、市民活動を活性化する。



【公民館を廃止し、新たな教育施設として運営方法等を見直す】

社会教育法に定める公民館を、令和2年10月末を目途に廃止し、新たな教育施設として、運営方法等を見直す。その見直しについては、生涯学習センターの仕組みの導入など、より効果的な仕組み作りについて検討を重ねながら、新たな教育施設として運用していく中で、順次、進めていくこととする。

☑新たな教育施設とする目的

公民館のこれまでの実績や効果的な仕組みを活かしながら、生涯学習センターの仕組みを取り入れた新たな教育施設とすることで、より幅広い用途での利用が可能となり、これまでの活動の新しい展開や学びの社会還元を促す効果が期待される。また、運営方法等の見直しにより、現在の公民館が抱えている課題の解決を目指す。

☑機能面について

- ・生涯学習を通じて講師を務められるようになった人材が、各館において自ら講座を開くことが可能となる仕組み作りを行う。
- ・利用時間の枠を見直すことで、今まで以上に利用できる機会を増やす。
- ・教育の範疇を超えた様々な分野の活動を実施可能とする。
- ・各館の学びに関する情報を生涯学習センターが集約し、センターと各館連携のもと出前講座や学びに関する情報発信を行う。また、その情報を各館の事業に活かすとともに、地域の人材育成や住民同士の交流、地域課題の発見・共有を目指す。



期待できる効果

①学びの場・活動の場が増える

- ・施設の用途が広がることで、市民にとっての学びの場や、学びの成果を地域に還元する場が広がる。
- ・限られた部屋数を、より多くの市民が利用できる仕組みにすることで、新規利用者の活動場所を作り出すことができ、自身の生涯学習を実現できる人が一人でも多く育つ環境が整備できる。
- ・生涯学習センターでは人材育成の講座を行い、そこで育まれた人材が社会還元の場として自ら講座等を行う仕組みを作っており、各館でもその仕組みを取り入れることが可能となる。

②多分野との連携・世代を超えた交流が期待できる

- ・生涯学習に関する活動と多くの分野との連携を促すことで、活動の新たな広がりが期待できる。
- ・他の分野の情報も得ることができるようになるため、市民生活により身近な公共施設となり、地域住民の自治力育成・向上につながる。
- ・世代を超えた交流・利用が促進でき、市民コミュニティの形成へとつなげることができる。

③教育施設として効果的な事業展開につなげることができる

- ・生涯学習センターと各館が連携した、効率的かつ効果的な情報発信を充実させることで、施設の役割や情報を利用者に周知できる。
- ・生涯学習センターより出前講座を開催することで、市民生活が豊かになるための学びを充実させることができる。

取組② 市の資源・資産を次世代に引き継ぐために費用負担のあり方を検討する

市民と市が共に生涯学習推進の担い手として市の資源・資産を活かす方法を検討し、市全体で公共施設を守っていくための仕組みづくりを行う。

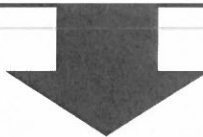


【有料化の検討】

限られた資源・資産である公共施設や学びの機会を守る仕組みの一つとして、他の公共施設との整合を図る中で有料化を検討する。

☑有料化の考え方

学びの場を守り次の世代に繋げ、より永く生涯学習の場として機能し続けるようにするため、他の公共施設との整合を図る中で、施設利用料の徴収と有料講座等の拡大を行う。



期待できる効果

- ・市の資源や資産は、市民と市が共に守り、育て、次の世代に残すという意識を、互いに持つことができるよう仕掛けをしていくことで、公共を育む新しい価値意識を醸成することができる。
- ・必要経費を利用者や受講者から徴収することで、限られた資源・資産を活かし、より永く学びと活動の場を維持し続けるための運営が可能となる。

取組③ 中宇治地域に学びの場を確保する

変化する社会状況や幅広い世代の市民の学習意欲に応える新たな学びと活動の機会を開く。



【中宇治地域に生涯学習の場を確保する】

市が宇治公民館跡地も含め中宇治地域に整備を検討する新たな公共施設に、教育の範疇にとどまらない多様な分野との連携など、幅広い視点で生涯学習を促す場となる新たな学びの場を確保するよう求める。

☑中宇治地域に生涯学習の場を確保する目的

- ・ 宇治公民館を利用していた人も含め、市民全体にとっての学びの場・活動の場とする。
- ・ 教育を主な目的としていない施設に学びの場を確保することで、様々な分野との連携を促し、そこを訪れる人たちが生涯学習に触れる機会を創出する。
- ・ 幅広い世代が利用しやすく、多くの人が多様な目的で訪れることができるような、時代に合わせた新しい発想を盛り込んだ生涯学習の場を創出する。



期待できる効果

- ・ 新たな生涯学習推進の拠点が增える。
- ・ 幅広い世代からの様々なニーズに応えることができる。
- ・ より多くの市民が自らの生涯学習を実現でき、なおかつ様々な分野との連携を促すことで新しい取組が生まれる総合化が図れる。

6.

おわりに

今回示した公民館の運営方法や仕組みの見直しと再構築は、本市における生涯学習のビジョンを実現するために必要な基礎を築くためのものである。各公民館における人材の有効活用や利用者が運営に協力する体制が作り上げられたことを始め、これまで積み重ねてきた成果を活かしながら、仕組みの見直しと再構築を行うことで、現状での公民館の課題を解決し変化する社会状況や幅広い生涯学習のニーズに応え、市全体の生涯学習の推進をより効率的・効果的に進めていく。基礎を築いた後は、答申でも示されていた、「世代を超えた地域交流の促進や、市民によるまちの活性化につながるような生涯学習の推進」を目指し、「生涯学習に関する施設・仕組み・組織・事業等の総合化」に向けて更なる取組を検討・推進していく。

今後の本市における生涯学習の推進において、何より重要であるのが、市民と市の協働である。これまで、多くの市民が公民館や生涯学習センターで学び、サークル活動等で学びを深めてこられた。今まで培った知識や経験を社会に還元することは、市の生涯学習の推進に繋がり、ひいては、市民によるまちの活性化に繋がる。今後も引き続き、市と共に市民が生涯学習推進の担い手として、より一層生涯学習の充実に寄与できるよう、取組を進めていく。

《パブリックコメント》

公民館の今後のあり方について
～学びの仕組みを再構築するために～（初案）
への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

本市では、「公民館の今後のあり方について」平成 30 年 6 月 18 日に宇治市生涯学習審議会に諮問し、平成 31 年 2 月 6 日に答申を受けました。

いただいた答申をもとに、生涯学習の更なる振興を図るため、「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～（初案）」を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見等を募集します。今後、これらのご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

宇治市教育委員会 生涯学習課

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本方針初案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 生涯学習課 (生涯学習センター2 階)
- (2) 郵 便 : 〒611-0021
宇治市宇治琵琶 45-14 生涯学習課 宛
- (3) ファクシミリ : (0774) 39-9501
- (4) 電子メール : shogaigakushuka@city.uji.kyoto.jp
- (5) その他 : 市の主な施設に設置の「市民の声投書箱」への投函

第4 募集期間

令和元年10月8日(火)から令和元年11月6日(水)まで

第5 お問い合わせ先

このパンフレットについてのお問い合わせは、生涯学習課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～(初案)」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号 : (0774) 20-8758 (生涯学習課 直通)

ホームページ : <http://www.city.uji.kyoto.jp/> (宇治市トップページ)

宇治市トップページ⇒市政情報⇒パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、12月頃宇治市ホームページに公表予定です。

「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～（初案）」に対する意見等記入用紙

住所（※必須） （法人等は所在地）	〒 -		
ふりがな			
氏名（※必須） （法人等は名称及び代表者氏名）			
該当するものに○ （※必須）	①在住、在勤、在学	②市内に事務所を有する法人・個人等	
	③納税義務者	④その他利害関係を有するもの	

意見等記入欄

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参：生涯学習課（生涯学習センター 2階）まで
 郵便：〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45-14 生涯学習課 宛
 FAX：(0774) 39-9501
 E-Mail：shogaigakushuka@city.uji.kyoto.jp

公民館の今後のあり方について
(答申)

平成 31 年 2 月
宇治市生涯学習審議会

「公民館の今後のあり方について」

目次

I. 経緯・歴史	P1
1. 宇治市の公民館の歩み	
2. 公民館をめぐる国の動向	
II. 現状・課題	P2
1. 現状	
(1) 宇治市の公民館の現状	
①利用者について	
②主催事業について	
③学校や地域との関わりについて	
④公民館の運営と登録サークルの関係について	
(2) 生涯学習センターの現状	
①利用者について	
②主催事業について	
③学校や地域との関わりについて	
④生涯学習センターの運営について	
(3) 社会教育法における公民館とは	
2. 宇治市の公民館の課題	
III. 公民館の今後のあり方について	P6

<参考資料>

- ・ 市民が活動している主な施設

I. 経緯・歴史

1. 宇治市の公民館の歩み

昭和27年	宇治市公民館設置条例の制定、公民館分館の設置
昭和40年	宇治市民会館の開設
昭和53年	市民会館に宇治市公民館を併設
昭和56年	木幡公民館と小倉公民館の開館
昭和59年	中央公民館の開館、宇治市公民館を宇治公民館に名称変更
昭和61年	広野公民館の開館
平成5年	公民館分館の全館廃止 公民館5館での運営開始
平成6年	生涯学習センター開所
平成10年	生涯学習センターに中央公民館のセンター機能が移管
平成13年	宇治市公共施設整備計画策定 公民館のコミセン化等を明記
平成15年	公民館運営審議会廃止、宇治市生涯学習審議会設置
平成20年	非常勤嘱託の公民館長を配置
平成29年	宇治市公共施設等総合管理計画策定 早急に公民館のあり方を検討
平成30年	宇治公民館閉館

2. 公民館をめぐる国の動向

昭和21年	文部次官通牒 公民館設置運営について
昭和24年	社会教育法制定 公民館が法律に基づいた社会教育施設となった
昭和34年	社会教育法改正 市町村における社会教育主事の義務設置等 公民館の設置及び運営に関する基準制定
昭和46年	社会教育審議会答申「急激な社会構造に対処する社会教育の在り方について」
昭和51年	公立社会教育施設整備費補助金交付開始
平成2年	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定
平成9年	公立社会教育施設整備費補助金の廃止
平成10年	社会教育指導員の報酬、国庫補助の廃止
平成15年	公民館の設置及び運営に関する基準全面改訂 定量的規定の見直し・時代 の変化に伴う新しい役割への対応
平成18年	教育基本法改正 新たに「生涯学習の理念」が規定
平成20年	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」
平成25年	「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」委託事業を創設

Ⅱ. 現状・課題

1. 現状

(1) 宇治市の公民館の現状

①利用者について

利用者の年齢層は、70歳代が多く、サークル活動や高齢者教室への参加が健康維持や生きがいに繋がっている。サークルメンバーも高齢であることが多いが、各公民館の登録サークルの活動内容から見て、全体の約1割が若年世代を中心としたサークルであり、子育て世代の交流の場にもなっている。

利用者は各館の周辺に住む市民が中心だが、中央公民館は駐車場が広いことから、市内全体から利用者が訪れる。サークルメンバーの中には市外に住む人もいる。これは、もともと宇治市に住んでいたが、市外に引っ越した後もサークル活動を続けている人がいるからである。

②主催事業について

各館では、高齢者教室や子ども向け事業など、地域に根ざした講座を主催している。高齢者教室は地域に住む高齢者の生きがいになっており、そこでの繋がりが地域の繋がりに結びついている。子ども向け事業として、子どもの居場所づくり支援事業のほか、木工教室や科学の教室、茶道教室といった様々な講座を各館で開催している。その他、宇治の歴史・文化・自然に根ざした学習や、健康づくりのための学習といった要素を取り入れた成人向け講座も開催している。このように幅広い年齢を対象とした講座を開催しているが、なかでも高齢者向けの講座は参加者数が多く、公民館事業全体の約8割が高齢者と思われる。

小倉公民館では、高齢者教室の運営委員が講座を企画し、年間5回の講座を開催している。受講者自ら受講者同士の交流を深めるとともに、主体的に公民館の運営に関わっている例である。

③学校や地域との関わりについて

学校や地域との関わりについては、各館で様々だが、小学生向けの講座をする際に、近隣の小学校にチラシを配布する点は共通している。広野公民館では公民館利用者連絡協議会が組織されており、近隣の小学校・中学校、体育振興会や公民館サークル連絡協議会等の団体代表者で構成されている。公民館まつりも公民館利用者連絡協議会が共催しており、近隣の小学校児童をはじめ多くの子どもが訪れる。

④公民館の運営と登録サークルの関係について

公民館には、館長をはじめ非常勤職員が3人配置されている。各館の登録サークルは、公民館まつりの開催に関わることで、公民館の運営に寄与している。公民館まつりは、日々のサークル活動の成果発表の場であるとともに、地域住民の交流の場である。また、公民館まつりの準備を通して、サークルや団体の間で繋がりができ、情報交換の貴重な場にもなっている。木幡公民館では、サークル同士の繋がりが、合同発

表会を開催するまでに発展した例もあり、横の繋がりが活動の幅を拡げ、より豊かな生涯学習が展開されている。その他にも、登録サークルと共催で講座を開催している館もあり、学習成果やこれまで培った経験を公民館の運営に還元されている例もある。

(2) 生涯学習センターの現状

生涯学習センターは、市民の生涯学習機会の拡充を図るため、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供等、生涯学習を実践するための拠点施設として、また生涯学習の基礎となる学校教育のための研究・研修施設として利用されている。

①利用者について

生涯学習施設として、講座の受講や自主活動の場として、市内全体から利用者が訪れており、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用している。講座の受講対象は、市内在住・在学・在勤者が多いが、中には他の市町村から参加できるものもある。また、自主活動としては、市内外を問わず利用できるのも、他府県からの利用もある。

加えて、学校教育のための研究・研修施設でもあるため、市内幼・小・中学校教職員向け研修や会議等の利用もある。

②主催事業について

学習機会の確保として、社会・時代の変化に対応する講座（環境講座他）、青少年を対象とする講座（夏休み子ども★わくわくフェア他）、教養講座（NHK 公開講演会他）、映画鑑賞事業、生涯学習推進事業（宇治まなびんぐ）、公民館との共催事業を実施している。また、生涯学習団体等の育成・人材養成及び活用として、1階ロビーでの作品展示やミニ講習会、うじ市民活動サポート事業、ボランティア養成・支援講座を実施している。さらに、生涯学習の基礎づくりとして、家庭の教育力向上のための講座（思春期講座他）を実施している。他にも、学習情報提供の充実として、情報紙の発行や情報コーナーの充実、ミーティングスペースの提供、視聴覚ビデオライブラリーの充実を図っている。

特に人材養成の講座では、受講生たちが講座終了後にもサークル活動するよう促し、サークル結成後も、自立できるまでは、センター職員が助言などの支援を行っている。また、うじ市民活動サポート事業の採択団体には、事業実施後も生涯学習センター事業への参加や講師依頼、あるいは他の生涯学習の場の紹介や情報提供など、活動の場を提供することも行っている。

③学校や地域との関わりについて

センター主催の事業は、市内全域を対象としているため、市内全小学校や幼稚園、保育所などにチラシを配布している。子ども向けの事業だけでなく、保護者を対象としている事業でもチラシを配布しており、参加者のアンケートを見ると、学校から児童を通じて配布されたチラシを見て参加したという受講者が多くいる。なお、市内全域から利用があるため、特定の地域との関わりはない。

④生涯学習センターの運営について

生涯学習センターには、常勤の職員が10人おり、施設の管理の他、生涯学習事業の実施や市民の生涯学習の相談に応じている。また、公民館の管理や事業も公民館職員と連携して行っている。生涯学習センターは、公民館と異なりサークル登録は行っていない。

公民館が近隣地域を対象とした比較的小規模な講座を実施しているのに対し、生涯学習センターでは、市内全域を対象とした中・大規模な講座や事業を実施している。生涯学習センターの人材養成講座から立ち上げたサークルが、公民館の登録サークルとして活動が続けていくケースもある。

(3) 社会教育法における公民館とは

ア. 社会教育法において、公民館の目的は以下のとおり、定められている。

社会教育法

第五章 公民館

(目的)

二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館は、社会教育を通して、住民の教養の向上のみならず、健康や社会福祉といった福祉の増進に寄与することも、目的としている。

イ. 目的達成のために公民館が行う事業は以下のとおり、定められている。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

宇治市の公民館では、講座の開催や施設の貸し出しを中心に事業を展開している。とくに講座については、ライフステージに応じた学習、歴史・文化・自然に根ざした学習、健康づくりのための学習といった学習分野ごとに多様な講座を開講している。

ウ。公民館の運営において禁止事項は以下のとおり、定められている。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

公民館では営利を目的とした事業の開催、営利事業を援助するような運営を禁止されている。そのため、講師が月謝を集金して運営するような事業は、部屋の貸し出しができない。

エ。公民館の職員の配置については以下のとおり、定められている。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

社会教育法に定められているとおり、宇治市の公民館においても、各館に館長と生涯学習指導員を1名ずつ配置している。事業の企画実施のほか、部屋の貸し出しに関する事務や、登録サークルの支援など、多岐にわたる公民館業務を担っている。

2. 宇治市の公民館の課題

市内各公民館に共通して挙げられる課題は次のとおりである。

- ・サークルの登録制が、新規利用の妨げになることもある。
- ・利用者が固定化されている。
- ・利用者の年齢層に偏りがある。(高齢者が多い)
- ・部屋の種類によって利用状況に差がある。
- ・公民館の役割を利用者に周知できていない。
- ・現体制では、社会還元に導く指導・育成まで手が回らない。

公民館では、地域に根ざした主催事業の展開等で、受講生同士のつながり、地域のつながりに結びついて一方、利用者の固定化による新規利用受入の困難さが見受けられ、学習意欲のある人すべてに平等に場の提供ができていないと言えない。

また、社会教育法に定められた公民館の目的が市民に周知できていないことにより、生涯学習の支援・社会還元への発展につながっていない部分もある。

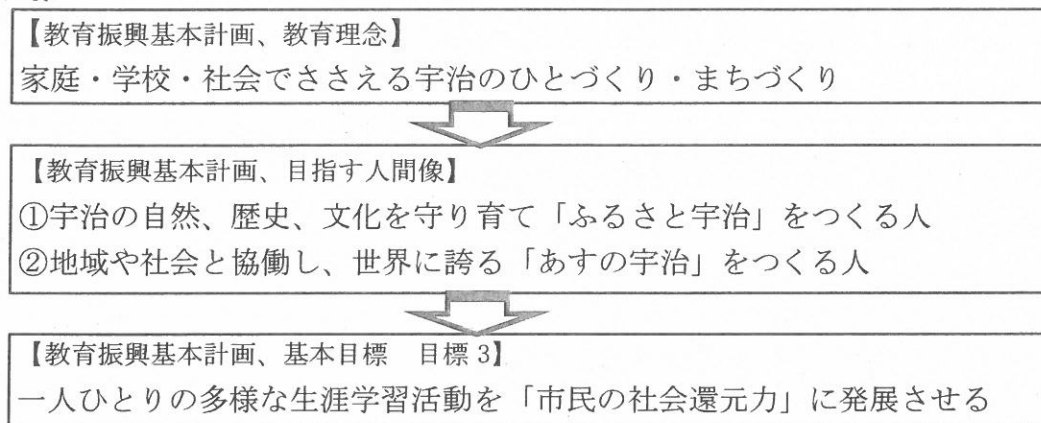
これらのことに加え、サークルへの貸館業務が公民館事業の大部分を占めていることから、今現在、公民館が果たすべき機能を見極めて今後運営する必要がある。

Ⅲ. 公民館の今後のあり方について

前章では、公民館の現状と課題について考察したが、それを踏まえて、この章では、公民館が果たす役割を明確にし、公民館の今後のあり方を検討する。

まず、教育委員会で策定している教育振興基本計画の目標を確認しておく。教育振興基本計画は市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」の教育分野計画に位置付けられている。教育振興基本計画では教育理念、目指す人間像、基本目標を定めており、目標は1から3までである。目標1は「学校の教育力」、目標2は「家庭・地域の教育力」、目標3は「市民の社会還元力」について定めている。生涯学習分野については目標3を中心に取り組んでいるところである。教育振興基本計画に定められている教育理念、目指す人間像、目標3は以下のとおりである。

<目標>



生涯学習の場である公民館も、この目標を達成するために役割を果たしている。生涯学習活動において人と場は必要不可欠であり、これまで公民館は市民の学びの場として多様な学びの機会を提供し、人を育て、学びを通して人を繋いできた。今後は、これまで果たしてきた役割に加えて、学びの成果を社会に還元する支援と学びたい人が気軽に利用できる場をつくっていく、公民館の役割として果たすことで、前章で挙げている課題の解決を目指すことが求められる。

そこで、公民館が今後果たすべき役割を以下のとおり提示する。

<公民館の役割>

- 人を育てる
～多様な学びを支え、あすの宇治を担う人材を育成する～
- 人をつなぐ
～学びを通して人を繋ぎ、地域の交流を育む～
- 社会還元を支援する
～学びの成果を市民自らが社会還元できるよう支援する～
- 学びの場をつくる
～誰もが気軽に利用できる生涯学習の場を市民と共につくる～

➤ 人を育てる

～多様な学びを支え、あすの宇治を担う人材を育成する～

- ・市民の学びたい想い、多様な学びを支援する。
- ・主体的に考えて取り組むことができる市民を育てる。
- ・地域で活躍する市民と活動を繋ぎ、人と人、人と活動、活動と活動の橋渡しをする人材を育成する。
- ・市民自らが地域の課題解決に向き合うような意識を高め、「あすの宇治を担う人材の育成」に繋げる。

➤ 人をつなぐ

～学びを通して人を繋ぎ、地域の交流を育む～

- ・市民が集い繋がる仕組みを構築し、地域交流を促進する。
- ・地域に根ざした拠点になることを目指して、市民と協働する。
- ・生涯学習に関する情報発信の拠点となり、学びを通して人を繋ぐ。
- ・地域の交流を通して心の豊かさが実感できる、ふるさと意識を育てる。

➤ 社会還元を支援する

～学びの成果を市民自らが社会還元できるよう支援する～

- ・市民が学習活動を活発に行い、社会貢献意識が醸成される取組を進める。
- ・学びの成果を市民自らが社会還元できる仕組みを構築する。
- ・地域の発展に向けて、誰もが力を発揮できる生涯学習環境の整備を図る。

➤ 学びの場をつくる

～誰もが気軽に利用できる生涯学習の場を市民と共につくる～

- ・誰もが気軽に学びを育むことができる場を市民と共につくる。
- ・「学びの場」や「学び」に関する情報を発信することで、生涯学習の機会をつくる。
- ・まちの活性化に向けて、市民が学び合える場をつくる。
- ・他の施設との連携や複合化等により、市民の生涯学習の場を確保する。

<まとめ>

現在まで、公民館は社会教育法に定められた社会教育施設として、重要な役割を果たしてきた。公民館に集い、社会教育団体として活動を広げてきた団体や、サークル活動で培われた技能を活用し、講師として活躍している市民等、公民館で培ったものを地域に還元している市民は多数いる。一方で、市民が公民館に求める役割は、「社会教育」の場から「生涯学習」の場へ、つまり市民の自律的かつ自立的な活動を支える立場へと変化してきたと考えられる。

このような社会的ニーズの変化を踏まえた上で、本市の目標『一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させる』ことを達成するためには、利用者だけでなく、市民全体が公民館等の生涯学習施設の目的を改めて認識し、市民の役割、市の役割を意識することが重要となる。つまり、市の資源・資産を市民と市が共に守り協働するという、公共を育む新しい価値意識を醸成することが必要である。

本審議会ではこの間、公民館の今後のあり方について検討し、その役割を再確認・再定義してきた。今後もその役割を果たしながら、更に市民の生涯学習を推進し、まちを豊かにする取組を進めるためには、市内の資源を有効に活用し、また既存の公民館の枠組みにとらわれることなく、市政を推進するための適切な施設としていくことが重要である。加えて、宇治公民館の閉館に伴い、活動場所や内容を変更して活動を継続している団体等もあることから、生涯学習を推進する上で、活動の場や地域性について十分に配慮する必要がある。

このような視点のもと、現状の公民館における課題を解決するためには、現状の運営方法や仕組み等を見直し、再構築する必要があると考えられる。

そこで、本答申において、今後の本市における生涯学習のビジョンを、次のように示す。

次世代を担う若者から、知識・経験を継承する立場の高齢者まで、あらゆる年代の市民を、市の生涯学習推進に巻き込んでいく仕組みを構築する。そして、その中での活動が、教育の範疇にとどまらず、地域活動や福祉、防災等他の分野と連携することで、各々が専門性を活かしながら、新しい取組が生まれるのではないかと。つまり、生涯学習に関する施設・仕組み・組織・事業等を総合化していくことで、世代を超えた地域交流の促進や、市民によるまちの活性化につながるような生涯学習が推進できるものとなる。

このようなビジョンを、本市の公民館の今後のあり方、生涯学習推進の方向性として認識し、取組を進めていくべきである。

《学びの場に関する情報発信の拠点となる》

生涯学習施設は、市民の自律的かつ自立的な活動を支える立場のみでなく、学びの場としても機能し続けることが求められる。防災教育や人権教育をはじめとする地域にとって必要

な情報を発信し、啓発し続ける役割を担っている。

さらに、生涯学習施設の役割を広く知ってもらうことも必要である。目的や役割、主催事業等の情報発信を行い、周知することで、より多くの市民に学習の場を提供し、生涯学習へとつなげる動機付けにもなると思われるので、今日的な手法を取り入れ、様々なツールから市民の手元に届く情報の発信を行う。

また、潜在的ニーズを持っている市民と、生涯学習施設が発信する情報との接点を増やす取組を行うことで、潜在的ニーズを学びとして具体化し、多くの市民が自身の生涯学習を実現していくことにつながる。これらの取組により、より多くの学びを求める声に応えていける情報発信の拠点となる必要がある。

《市民の学びたい・つながりたいという思いを形にできる仕組みをつくる》

生涯学習を推進する中で重要なのが、市民の生涯学習活動を支えるため、市が人と人、人と活動、活動と活動の関係性をデザインし、市民活動が社会還元へと発展していく道しるべを示すなどのサポート役として各地域を支援する役割を担うことである。

具体的には、市民の思いを専門的に支援できる人財（コーディネーター）や地域の潜在的ニーズを掘り起こし先導していく人財（フロンティアメイカー）を確保する等の方法により、学びを求める市民一人ひとりが自身の生涯学習を自ら設計し実現（セルフプロデュース）できるよう支援していくことである。また、気軽に参加でき、誰もが使える施設となるような仕掛けを行い、より多くの市民にとっての生涯学習の機会や参画のきっかけとなるようにしていくことが、利用者の固定化等の課題解決にもつながっていく。

《これまでの公民館の枠組みにとらわれず、他の公共施設等と柔軟に連携することで生涯学習を推進する》

本市の場合、公民館と同じように生涯学習活動ができる場所として、生涯学習センターがある。生涯学習センターでは、人を育て、つなぎ、社会還元を支援することを目指して事業を実施し、成果を挙げている。この生涯学習センターの人材育成等の仕組みや、各公民館で実績を挙げている取組を共有し、連携・強化を図ることで、より効果的にその役割を果たしていかなければならない。

また、生涯学習センター以外にも、市内には設置目的は異なるものの、生涯学習ができる施設がある。このことを踏まえ、今後は、全市的な連携・発展の視点で、社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれず、生涯学習のより良い推進方法を検討する必要がある。その結果、幅広い層の市民に対する生涯学習の場を提供するとともに、市民活動を活性化することが可能になると思われる。

併せて、生涯学習施設が身近にあることが重要であり、生涯学習のための場の数は減らさ

ずに、他の施設との複合化や民間施設等の資源を有効活用すること等も検討すべきであると考えている。このことは、「宇治市第5次総合計画」や「宇治市公共施設等総合管理計画」に示されている考え方にも合致しているため、重要な視点と言えるだろう。

《市民の生涯学習を市民と市の協働でつくる》

今後も継続的に市民の生涯学習活動を支えるためには、市民と市が目的と役割を認識して推進する必要がある。また、それぞれが生涯学習の裾野や機会を広げ、生涯学習活動の充実に寄与していくことも重要である。市民は自らの学びの充実だけを目的とせず、市とともに生涯学習推進の担い手となることが望まれる。同時に、そのための資源・資産も活かしていかなければならないため、有料化も含めた適切な運営方法を検討していくべきであろう。それにより、市民と市の協働でつくる生涯学習が実現できる。

本審議会では、「公民館の今後のあり方」について、様々な立場から闊達に議論を交わしてきた。市民一人ひとりの多様な生涯学習活動を「市民の社会還元力」に発展させることで、学びを豊かに、また、まちを豊かにしていくことを目指したい。

今後、市民の生涯学習の推進が、市全体の発展の一翼を担うものとなっていくことを願い、これをもって、答申とする。

参 考 資 料

市民が活動している 主な施設



- ★公民館(5)
- ◎生涯学習センター(1)
- コミュニティセンター(4)
- ▲男女共同参画支援センター(1)
- ふれあいセンター(3)
- △地域福祉センター(6)

平成 29 年度	中央公民館	宇治公民館 (平成 30 年度閉館)	木幡公民館
開館時間	9:00 ~ 17:00 (教育長が認めた場合は 最大 22:00 まで延長可)	9:00 ~ 17:00 (教育長が認めた場合は 最大 22:00 まで延長可)	9:00 ~ 17:00 (教育長が認めた場合は 最大 22:00 まで延長可)
休館日	月・祝・12/28~1/3	日・祝・12/28~1/3	日・祝・12/28~1/3
室名 (定員)	展示集会室(150) 会議室(80) 実習室1(30) 実習室2(20) 実習室3(20)	音楽練習室(15) 料理実習室(25) 第1会議室(60) 第2会議室(15) 第3会議室(30) 実習室(50) 1号和室(10) 2号和室(15) 保育室(一) 大集会室(250)	会議室(150) 和室(20) 学習室(兼調理実習室) (50) 図書談話室(25) 保育室(一)
利用人数(人)	約 74,000	約 41,000	約 31,000

平成 29 年度	小倉公民館	広野公民館	生涯学習センター
開館時間	9:00 ~ 17:00 (教育長が認めた場合は 最大 22:00 まで延長可)	9:00 ~ 17:00 (教育長が認めた場合は 最大 22:00 まで延長可)	9:00 ~ 22:00
休館日	日・祝・12/28~1/3	日・祝・12/28~1/3	月・12/28~1/3
室名 (定員)	会議室(100) 和室(20) 学習室(兼調理実習室) (50) 図書談話室(25) 保育室(一)	会議室(150) 和室(20) 学習室(兼調理実習室) (50) 図書談話室(20) 保育室(一)	第1ホール(200) 第2ホール(72) 第3ホール(48) 第1会議室(16) 第2会議室(16) 調理実習室(24) 創作室(24) 一般研修室(64) 視聴覚研修室(12)
利用人数(人)	約 25,000	約 20,000	約 70,000